

知多市路線バス通学定期券購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知多市路線バス通学定期券購入補助金（以下「補助金」という。）は、公共交通の利用促進及び子育て世帯の負担軽減を図るため、市内を運行する路線バスの通学定期券の購入（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則（平成4年知多市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス 一般乗合旅客自動車運送事業として市内を運行する岡田線、日長団地線、佐布里線及び朝倉団地線をいう。
- (2) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は路線バスの運行事業者が指定する種類の学校
- (3) 学生等 路線バスを利用して学校等に通学する者で、次のア及びイのいずれにも該当する者をいう。
 - ア 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民基本台帳に記録されている者
 - イ 補助金の交付を受けようとする会計年度（以下「当該年度」という。）末までに満7歳以上満24歳以下の年齢となる者
- (4) 保護者 市内に住所を有する、学生等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に学生等を監護する者をいう。
- (5) 通学定期券 学生等を対象として、路線バスの運行事業者が一定の期間を区切って発行する乗車券で、学生等の居住地から学校等までの通学経路に係るものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、保護者又は18歳以上の学生等で、次に

掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市税等の滞納がないこと。
- (2) 知多市暴力団排除条例（平成23年条例第16号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (3) 同一の補助事業に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 前各号の要件を満たさないことが補助金の交付を受けた後に判明した場合は、補助金を返還することについて了承すること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象の通学定期券の購入に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）のうち、当該年度に係る経費に限る。この場合において、当該経費の額は次項又は第3項の算出方法により算出した額とする。

2 通学定期券の有効期間が、当該年度の4月1日から3月31日までの単年度期間内である場合は、その購入に要した額

3 通学定期券の有効期間が、当該年度以外の期間を含む場合は、次に掲げる額を合算した額

(1) 通学定期券の購入に要した額を、通学定期券の有効期間を月数で除した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。次号において「月割額」という。）に有効期間の始期が属する月から有効期間の終期が属する月までの期間のうち、当該年度内であって月の全部が補助の対象となる月数を乗じた額

(2) 当該年度内であって、月の全部が補助の対象とならない月があるときは、月割額を30で除した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）をその月内の補助の対象となる日数で乗じた額

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に100分の30を乗じて得た額とし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（交付申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の4月1日から3月31日までに知多市路線バス通学定期券購入補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式その1）及び誓約書兼同意書（第1号様式その2）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 通学定期券の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、知多市路線バス通学定期券購入補助金交付決定通知書兼確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（交付）

第9条 補助金は、額の確定後に交付する。

2 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、知多市路線バス通学定期券購入補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に反したとき。

(3) 補助対象の通学定期券の払戻しをしたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由に該当したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、知多市路線バス通学定期券購入補助金交付決定取消通知書兼返還命令通知書（第4号様式）により、

交付決定者に通知するものとする。この場合において、補助金の返還額は、通学定期券の利用日数等を考慮して市長が決定するものとする。

- 3 前2項に規定する補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還により、交付決定者に損害が生じた場合においては、市はその賠償の責めを負わない。

(委任)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

第1号様式その1（第6条関係）

知多市路線バス通学定期券購入補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

電 話 番 号

知多市路線バス通学定期券購入補助金交付要綱第6条に基づき、次のとおり交付を申請します。

通学 定期券	使 用 者	
	区 間	～
	有 効 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
申 請 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
補 助 対 象 経 費		円
交 付 申 請 額		円
添 付 書 類	1 通学定期券の写し 2 市長が必要と認める書類	

誓約書兼同意書

以下の内容を確認の上、□にチェックしてください。

【誓約事項】 次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- 市税等の滞納がないこと。
- 知多市暴力団排除条例（平成23年条例第16号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- 購入した通学定期券を転売、譲渡しないこと。
- 退学、転居、転校等のやむを得ない場合を除き、通学定期券を払戻ししないこと。

【同意事項】 次の事項を確認し、同意します。

- 本申請により市が入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用すること、路線バス事業者に調査、照会するために情報を提供することについて了承したこと。
- 本補助金の交付を受けるために必要な、住民登録資料、税務資料その他の公簿について、各関係機関に調査し、照会し、又は閲覧することを了承したこと。
- 補助金の交付決定の取消し及び還付金の返還により、申請者に損害が生じた場合において、市が一切責任を負わないことについて了承したこと。

上記の誓約事項に反する事実が判明した場合は、交付を受けた補助金を速やかに返還します。

年 月 日

氏名（自署）

第2号様式（第7条関係）

知多市路線バス通学定期券購入補助金交付決定通知書兼確定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の交付を決定し、額を確定したので、知多市路線バス通学定期券購入補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

交付決定額 確定額	円
交付の条件	

第3号様式（第9条関係）

知多市路線バス通学定期券購入補助金交付請求書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

電 話 番 号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で補助金の交付決定及び
補助金額の確定を受けた補助事業について、次のとおり請求します。

請 求 金 額				円
交 付 決 定 額 確 定 額				円
振 込 口 座	金融機関名			
	店 名			
	預金の種類		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

第4号様式（第10条関係）

知多市路線バス通学定期券購入補助金交付決定取消通知書兼返還命令通知書

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付け知多市 指令 第 号で補助金の交付決定及び補助金額の確定を受けた補助事業について、知多市路線バス通学定期券購入補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり交付決定を取消し、交付を受けた補助金を返還するように通知します。

交付決定済額	円
取消額	円
返還額	円
返還期限	年 月 日まで
取消・返還の理由	